

## 《 児 童 手 当 制 度 の 沿 革 》

昭和47年	児童手当制度発足 義務教育終了前の第3子以降を対象（段階実施）
昭和53年	法律改正 福祉施設（健全育成サービス）の導入
昭和56年	所得制限の強化
昭和57年	行政改革特例法による特例措置 ・ 所得制限の強化 ・ 特例給付の導入
昭和60年	法律改正 義務教育就学前の第2子以降を対象（段階実施）
平成 3年	法律改正 ・ 3歳未満の第1子以降を対象（段階実施） ・ 手当額の増額 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
平成 6年	法律改正 ・ 児童育成事業の創設 ・ 児童育成事業費充当拠出金の導入
平成12年	法律改正 義務教育就学前まで支給対象拡大
平成13年	所得制限を緩和 【支給率】 72.5% → 85.0%
平成16年	法律改正 小学校第3学年修了前まで支給対象拡大